

令和6年3月25日

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

議会運営委員会

委員長 谷川 眞司

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市議委第1号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務消防委員会の項所管事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 財務部の所管に属する事項

第2条第1項の表福祉健康委員会の項所管事項の欄第2号中「健康・子ども部」を「健康・こども部」に改め、同表市民文教委員会の項所管事項の欄第1号中「市民文化環境部」を「生涯学習部」に改め、同欄第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号を同欄第4号とし、同欄第2号中「健康・子ども部」を「健康・こども部」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市民環境部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

舞鶴市の組織及び部の分掌事務の改編に伴い、常任委員会の所管事項を改めたいので提案する。